

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

青森県知事 殿

提出者

住所 青森県上北郡七戸町字後平 150 番地 62

氏名 株式会社 工藤組

代表取締役 番場 宗幸

電話番号 0176-68-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社工藤組
事業場の所在地	青森県上北郡七戸町字後平 150 番地 62
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	資本金 3,000万円
③ 従業員数	54人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別添1	
	排出量	3,010.10t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添2	
	排出量	2,701.73t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添 1	
	全処理委託量	3,010.10t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添2	
	全処理委託量	2,701.73t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

1. 会社事業概要

(1) 会社名

株式会社 工 藤 組

(2) 所在地

青森県上北郡七戸町字後平150番地62

(3) 資本金

3,000万円

(4) 従業員数

54人

(5) 連絡先

担当者：総務部 尾形進弥

電話番号：0176-68-3111

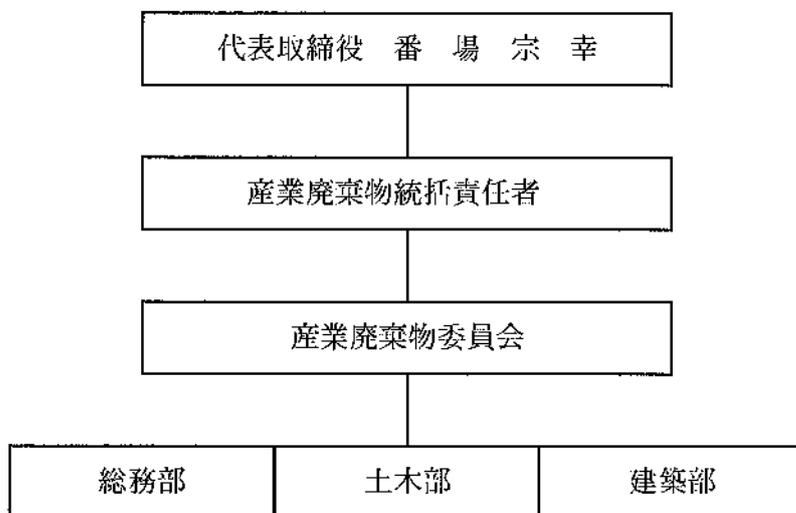
FAX番号：0176-68-3112

2. 計画期間

令和5年4月1日 から 令和9年3月31日

産業廃棄物管理体制

(1) 管理組織図



(2) 管理組織における各責任者の役割（責務）

管理組織上の役割名	当該責任者の役割（責務）の内容
産業廃棄物統括責任者	産業廃棄物の総括
産業廃棄物委員会	各部の委員により構成され、産業廃棄物の管理、処理計画を作成
総務部	処理施設の設置、用地の確保
土木部	施工計画の作成、工程の管理
建築部	施工計画の作成、工程の管理

(3) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

現場内の各部と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織（産業廃棄物委員会）を編成する。

② 管理方法

廃棄物管理規定及び廃棄物化回避のための処理計画規定の作成について検討する。

(4) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

(5) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

(1) 管理組織における各責任者の役割（責務）

管理組織上の役割名	当該責任者の役割（責務）の内容
産業廃棄物統括責任者	産業廃棄物の総括
産業廃棄物委員会	各部の委員により構成され、産業廃棄物の管理、処理計画を作成
総務部	処理施設の設置、用地の確保
土木部	施工計画の作成、工程の管理
建築部	施工計画の作成、工程の管理

(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

現場内の各部と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織（産業廃棄物委員会）を編成する。

② 管理方法

廃棄物管理規定及び廃棄物化回避のための処理計画規定の作成について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

(5) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

廃棄物処理フロー図

→ 廃棄物処理の流れ
----- 委託処理部分の範囲

